

令和 4 年 3 月 18 日

**第 81 回世田谷区地域保健福祉審議会**

午後 6 時 30 分開会

会長 第81回世田谷区地域保健福祉審議会を開会する。

本日の審議会は、前回に引き続き、Z o o mと対面を併用して開催する。

3名の委員から欠席の連絡があった。

事務局より資料の確認を願う。

保健福祉政策部次長 資料の確認をする。

(資料確認、省略)

会長 議事に入る。

本日は、報告案件9件である。

報告(1)ひきこもり支援について、(9)身元保証人が立てられない方の入院・入所に関する世田谷区版ガイドラインについて、事務局から説明願う。

(生活福祉課長 資料1 ひきこもり支援について、資料9 身元保証人が立てられない方の入院・入所に関する世田谷区版ガイドラインについて説明、省略)

会長 ただいまの報告について質問、意見はあるか。

委員 ひきこもりの方のいろいろな支援で、教育との連携、医療との連携もあるが、例えば、子ども家庭支援センターとの連携や情報の共有等は考えられるのか、あるいは情報がどこかに入ってくるのかを教えていただきたい。

生活福祉課長 もちろん子ども家庭支援センターとも連携させていただく。例えば、生活に困窮されている方であれば、生活保護等を担当している生活支援課、8050問題であれば、あんしんすこやかセンター等、様々な部署や支援機関との連携を検討し、対応していきたい。

委員 ひきこもり相談窓口について、重層的支援協議会がどのような会議かイメージがつかない。個別ケース検討会議と実務者会議と代表者会議の3層になっているのか。具体的に教えてほしい。

生活福祉課長 3層の会議である。代表者会議では、主に検討内容についての報告とその後はどうしていくかを話していく。実務者会議では、今まで子ども・若者支援協議会にあった、ひきこもり・就労支援部会を引き継いで行うのと、新たに8050支援部会ということで、それぞれそのときの課題について皆さんで意見交換をしていきたい。最後、個別ケース検討会議については、個別の様々な事例が出てくると思うので、その都度関係者の意

見を伺いながら今後の支援につなげたい。

委員 私たちも現場でひきこもり相談窓口「リンク」ができることをとても心強く思っている。ただ、すぐに解決するような問題ではなく、一番連携が重要になってくるというのは重々承知なので、私たちも協力しながら連携していければと考えている。

身元保証についてフローチャート等作っていただき感謝する。いろいろやっていく中で見えていくことがあると思うが、私たちもこのガイドラインがあることによって、どうしたらいいのかと考える基本になっていくので、すごくありがたく思う。

現状では、身寄りがなく保証人がいなくて、入院し、とても困るケースが何件がある。27ページ、特養ホームのアンケート結果の中には、身元保証団体に依頼して保証人を確保してもらおうという意見が多く、成年後見の活用が少ない印象を受けたが、身元保証団体は信頼性ではまだまだ不透明なところがある。成年後見制度は使いにくさもあり、なかなか進まない現場では感じているので、ガイドラインができたところでも、成年後見制度の活用というのは課題であるとアンケートを見て感じた。

会長 重層的な支援の中で、個別ケースについては個別検討会議をするというような、3層構造になっているという話だったが、誰がイニシアチブを取って実施する仕組みになっているのか。ピラミッドであることは分かったが、誰がそれを実施するのかがよく分からない。例えば、介護保険のケア会議であれば、3層構造になっており、それぞれ分担が決まっていると思うが、この重層的支援協議会は誰がかじを取るのか。

生活福祉課長 ケース検討等については、1ページの(5)に支援の流れがあり、支援プラン策定では、ぷらっととメルクと協力して対応していくこととしている。実務者会議については、会議の回し等はぷらっとやメルクに委託をしており、代表者会議については、当課の職員とぷらっと、メルクが協力しながら実施する。

先ほどの成年後見制度の話だが、成年後見制度はなかなか利用促進できていないことは、区としても利用促進計画を策定し今年度より対応している。ぜひ、あんしんすこやかセンターでも成年後見のことについて案内していただきたい。

委員 身元保証に関して、身元保証団体に依頼して保証人を確保してもらおうというアンケートの結果が多かったということであるが、区として身元保証団体の把握等をきちんとしているのか。

生活福祉課長 区としては、正直ホームページ等で確認をする程度ではあるが、金額や内容がまちまちというところは確認している。そういうこともあり、ぜひ、成年後見制度

を活用していただきたい。

委員 経済的に余裕のある方は、一定の金額を払って身元保証団体と契約を結んだりできるのかもしれないが、本当に難しいケースというのは、そういう余裕のない方だったりすると思うので、本来は公的な機関が最終的に身元保証団体になるような可能性も視野に入れて、少しこちらの情報等を今後整理していただきたい。

会長 次の案件に進む。

報告(2)ヤングケアラーの実態調査の実施について、事務局から説明願う。

(高齡福祉課長 資料2 ヤングケアラー実態調査の実施について説明、省略)

会長 ただいまの報告について質問、意見はあるか。

委員 2点ある。まず、小中学生については、教員に依頼文を配付して、調査をとおして子どもの権利や啓発も行うということだが、理想的には子どもの権利学習みたいなものと連動させてこのアンケートの説明と配送をしていただくと、子どもにとっても有意義な学びの機会になると思う。ヤングケアラーということが今課題になっており、具体的にはこういうことだとか、子どもの権利学習みたいなものと連動させていくと、相談先につながろうと考える機会としても活用していけるといいと思ったのが1点。

2点目は、調査項目の具体的な案が示されているが、どのようなことを当事者としてつらいと感じているのかといった問題把握という面と、どういう支援があると助かるのかという今後の支援をつくり出していく上での改善策や根拠になるようなものも把握できるといいと思う。

3点目は、今までの調査や先行研究で、ヤングケアラーの当事者の子は、ヤングケアラーということであつらい思いを抱えている反面で、自分の取組みを必要なこととして頑張っている面もあるので、ヤングケアラーを一方的に問題として否定するようなニュアンスを避けるような表現法を用いて説明していただきたい。

高齡福祉課長 1点目、この間、小中学校の校長会、役員会等でヤングケアラーのアンケート配付についていろいろ協議したが、学校もカリキュラムがかなり詰まっているということと、ヤングケアラーということが子どもたちにとってはかなりデリケートな問題でもあるということで、授業で取り上げるのは控えてほしいという意見があった。私自身は授業でも取り上げてはと思っていたが、学校側としては、クラスによってかなり状況が違うようなので、そのような形で考えている。

2点目、ヤングケアラーは新しい言葉として最近取り上げられているが、支援が必要な子どもたちという意味では、子ども家庭支援センター等の現場の課長たちの意見を聞くと、支援していた子どもたちは、確認してみるとヤングケアラーだったというケースもある。そういう意味では、現在もヤングケアラーの支援をしているわけであり、既存の取組と新しい取組をどうつなげていくかということが重要だと思う。

3点目、ヤングケアラーは様々で、要介護の親を支援している子どももいれば、小さいきょうだいの面倒を見ている子どももいる。特に小さいきょうだいの面倒を見ている子たちの中には、それ自体が自分にとって生きがいというか、すごく誇りを持っているケースもある。まず、子どもの権利、ヤングケアラーのことを子ども自身がまずしっかり分かった上で、私は支援が欲しいという子は支援につなげていけば良いし、ヤングケアラーかもしれないが、きょうだいの面倒を見ることを誇りに思っているというのなら、それを尊重すべきと考えている。

委員 子どもに対する設問の項目、内容はもう決まっているのか。それは後で見ることが出来るか。対象が区立の小中学校ということであるが、私立の学校は対象になるのか。

高齢福祉課長 設問内容については、ほぼ出来上がっているので追加等は難しいが内容等については結果報告とまとめてかもしれないが、審議会等で示したい。

私立を対象にするかしないかは、私立小中学校の場合は世田谷区民ではない子が相当数含まれていることもあり、いわゆる世田谷区民ではない子の結果も入ってしまうので、それはどうだろうということで、今回に関しては、小中学校については区立とする。

委員 ヤングケアラー実態調査は、いわゆる統計的なものを取る目的の調査のようであるが、もし自分の問題状況に気づいた子が早速相談をしたいというときに、例えば自由記述欄に、SOSを発信したい人は書いてくださいみたいな、支援につながるような相談はできないのか。

高齢福祉課長 この調査をどのように位置づけるかも議論があり、例えば、個別の支援に直接つなげる場合、アセスメントやそれ相応の技術が必要ということで、今回については傾向をつかむ調査を目的にしている。

一方、先ほど依頼文とQRコードを読み込んでもらって、調査の回答リンクへ飛ばすが、その中に今現在悩んでいる子がいたら、せたホッとやあんすこ等、今現在相談したいことがあればこちらに相談してくださいという周知は、調査の中で案内したい。

委員 スケジュールの中に、3月にプロポーザルによる調査業務委託と書いてあるが、

どういう業者を選んでやるのか。

高齢福祉課長 ヤングケアラーの調査については令和2年度に国で実施しており、その後、今年度は例えば埼玉県、さいたま市等、割と政令指定都市が多いが、既にヤングケアラー調査を実施した事業者がいる。そういった事業者とか、ヤングケアラーに限らず子どもに関する調査をした調査会社もあるので、そういったところが手を挙げてきている。

委員 私自身、振り返ってみればヤングケアラーであったと思う。両親ともに病弱で、交代で病院に何か月も入院していたりして、ほとんどの家事は私が担わなければいけなかったが、振り返ってみると、自分の権利が侵されているとは思えなくて、家族を支えるためにはやるのが当たり前だと思っていた。このことに興味を持って本を読んだり、テレビの報道とかを見て、私とは世代が違うから違うかなと思いながら、でも聞いていくと同じように感じている。なので、これからのデータの使い方、調査の仕方をお願いしたいのが、一方的に権利が侵されている人とみなされるのは、子どもたちはつらいことでもあるので、理解して寄り添って支えているというところをうまく支援につなげながらやっていただきたい。

アンケートは単にデータを取る、何か話を聞くだけではなく、根掘り葉掘り聞かれること自体も嫌な子もいると思う。でも協力するという子どもたち、今この瞬間にもアップアップになっている子に対する相談窓口、ここにいつでもアクセスしていいということを入れていただきたいと思ったが、最後にそういうことを入れると言っていたので、すごくありがたいと思う。

会長 次の案件に進む。

報告(3)障害理解の促進や障害者の差別解消、情報コミュニケーション等に関する条例について(検討状況)、報告(4)障害者の地域生活支援機能の強化について(国における地域生活支援拠点等の整備事業)検討状況について、事務局から説明願う。

(障害施策推進課長 資料3 障害理解の促進や障害者の差別解消、情報コミュニケーション等に関する条例について(検討状況)、資料4 障害者の地域生活支援機能の強化について(国における地域生活支援拠点等の整備事業)検討状況について説明、省略)

会長 ただいまの報告について質問、意見はあるか。

委員 この2つの報告事項については、一昨日、障害施策推進協議会が開かれ、いろいろな立場の方の意見をいただいた。その中で、条例については、世田谷は特に差別解消に

については、専門調査員の方が本当に意欲的な活動をしてきて、他地域以上にいろいろな活動が展開されていると思うが、手話言語の条例は割と独自に1つつくっている自治体が多く、聴覚障害当事者からも別個につくってほしいと意見があるが、地域共生社会という視点から一緒につくるのは世田谷の独自性と私は思っている。今報告にもあったが、それぞれ違う意見をしっかり受け止めていただき、本当に皆さんが納得できるような条例に向けて進めていただきたい。

委員 資料3の別紙、総則の基本理念の一番下のポチ、「高等学校等を卒業した後も引き続き支援が行われる」という一文があるが、高校を卒業した後に医療的ケアが必要となった人についての対応はまだこれから検討をしていく段階だと思うが、今後検討していくことも一文入れていただくと、医療的ケアが必要になってしまった18歳以上の人も安心すると思う。

資料4の3ページ、イメージ図で、登録に関しては の相談から始まる順番で特に問題はないと思うが、緊急事態が起こったときに相談者から直接の緊急時対応センターへの連絡という意味では、この図だと分かりづらい。別個でいいので、緊急時の順番、直接センターに問合せをしていいということを載せていただきたい。

障害施策推進課長 条例について、18歳以降になって初めてという方ももちろんいるので、その部分についてどういった表現がいいか、より分かりやすいように整えていきたい。

イメージ図の相談からの流れの部分については、センターに直接というのも考えてはいるが、開始当初はセンターの力量もまだ十分ではないと思うし、できる限り対象となる当事者の事情を日頃から知っている相談支援専門員や支所のケースワーカーが入ってセンターにつなげていくのがよりスムーズにいくと考えているので、今はこういう形になっているが、意見をいただいたので、そういった形でもなるべく早くなれるように、関係者の中で相談、調整をしていきたい。

委員 例えば、発達に特徴のある子どももいて、子育てを親がしているが、なかなかうまく育てられないこともあると思う。そういう子どもの一時的なレスパイト的な受皿みたいなところで、全体を進める中でどうしたものかとか、あるいは必要ではないかとかの話の中で出ているのであれば教えていただきたい。

障害施策推進課長 緊急時の対応については、例えば日頃介護されている保護者等が病気や事故、あるいは法事など、突然のことが多々あると思うので、そんなところも含めて

検討している。発達関係の方も含めて、どういうケースがあるのかはまだまだ議論をしていかないといけないと思っているので、今の意見も含めて、より分かりやすいように検討していきたい。

委員 数的に多いか少ないか分からないが、必ずそれぞれのところでいらっしゃる気はするので、実態把握も含めながら、ぜひいい制度をつくっていただきたい。

委員 条例の基本理念で、今回、多様な意思疎通の手段の確保や、情報コミュニケーションの保障といった部分をしっかり保障していくことが述べられているが、一方で、障害のある人の意思を表現したり、意思決定をしっかりとサポートしていくことが前提になってくると思っており、その辺は基本理念に入ってくる予定なのか。

障害施策推進課長 文言としてはそこまで踏み込んで書いてはいないと思うが、確かに必要である。ほかの章では情報コミュニケーションみたいなところも設けているので、こういった書き方がいいのかまた検討して、おっしゃっていただいた趣旨もぜひ含めて示していければと思う。

委員 認知症が進行し、近所に迷惑をかけている方がいるが、障害に該当しないのか。

障害施策推進課長 なかなか難しいところではあるが基本的に、条例は障害の理解の促進や障害者差別解消とやっているが、一番目指すところは地域共生社会の実現であり、障害のある人もない人もということで考えているので、広く捉えれば認知症の方も含まれるとは思いますが、そこはまた相談して整理していければと思っている。

委員 支所の保健福祉課やあんすこ、近隣の方に集まっただき意見等をやったが、なかなか難しいというのがあり、息子が見ているが、あまり近所がそういうことを責めると息子がやる気をなくすから言わないでくれといった意見があったがどうなるのか。ここに入るのかどうか。

会長 認知症については区の条例もあるし、厳密に言うと症状と捉えられているから、障害認定すれば障害に当たる人もいるかもしれないが、基本的には、第一次的には認知症施策の体系があるので、障害理解の促進や障害者の差別解消という条例の趣旨のメインターゲットではないと思うが、そういう理解でよろしいか。

高齢福祉部長 認知症については、認知症とともに生きる希望条例という条例を一昨年つくり、認知症の人もそうでない人も住み慣れた地域で暮らし続けられるようにということで条例をつくって、今進めている。

実際に認知症の方がいるときには、あんすこ等に相談していただき、地域の方とともに



対応していただく形を取っているが、確かに困難なケースもあるとは伺っているので、個々のケースに対応させていただく中で、また相談に乗らせていただきたいと考えている。

どこの条例に該当しているかを考えると、認知症の条例のほうで対応させていただくことになる。

会長 次の案件に進む。

報告(5)健康せたがやプラン（第二次）後期の追補（案）について、事務局から説明願う。

（世田谷保健所健康企画課長 資料5 健康せたがやプラン（第二次）後期の追補（案）について説明、省略）

会長 ただいまの報告について質問、意見はあるか。

（なし）

会長 次の案件に進む。

報告(6)感染第6波及び変異株（オミクロン株）に備えた保健所体制の整備及び強化について、報告(7)新型コロナウイルス感染症に対する取組みについて、報告(8)新型コロナワクチン住民接種の実施状況についての3件について、事務局から説明願う。

（世田谷保健所健康企画課長 資料6 感染第6波及び変異株（オミクロン株）に備えた保健所体制の整備及び強化について説明、省略）

（保健福祉政策部次長 資料7 新型コロナウイルス感染症における検査体制について説明、省略）

（住民接種担当部長 資料8 新型コロナワクチン住民接種の実施状況について説明、省略）

会長 ただいまの報告について質問、意見はあるか。

委員 資料6について、保健所体制の整備強化ということで、従事者の負担増にはなっていないのか。一部人員増という記載もあるが、マンパワーは十分に足りているのか。また、今後も運用が変わることもあると思うが、人員については柔軟に対応できるのか。

世田谷保健所健康企画課長 去年の年末年始の第3波では、区の常勤、会計年度職員だけで対応していた状況があった。それを受け、第4波、令和3年3月から民間事業者に委託で入っていただき、それによって区の職員が現場をコントロールしながら、民間の専門性を生かして事業を拡大する対応をしている。委託によってより多くのマンパワーを確保

できている。それを回すための職員のスキルアップを今もやっているところで、この枠組みが波のたびにどんどん変わっていったら、第7波が来た際にどういう枠組みになるのか、またこの第6波がどう落ちるかというのもあるが、その時々に応じて、民間事業者の委託であったり、東京都の事業を最大限活用する等、マンパワーを確保していきたい。

会長 報告案件についての質疑は以上とする。

その他について、事務局から説明願う。

保健福祉政策部次長 1点目、保健医療福祉総合計画についてである。地域保健福祉審議会に諮問し、答申をいただき策定した世田谷区地域保健医療福祉総合計画が、令和5年度に計画期間が満了する。区では引き続き、令和6年度からの次期総合計画を令和4年度後半から策定に向けた検討を行っていきたいと考えている。審議会委員の皆様の多大なる協力をいただくことにもなるので、参考に現計画での検討体制を掲載した。

まず、地域保健福祉審議会であるが、諮問を行い、中間まとめ、素案を審議いただき、答申をいただく。そして計画案を審議いただく。次に、総合計画策定委員会であるが、庁内における検討を進めることを目的として設置している。策定委員会における検討を効率的に進めるために、必要に応じて総合計画策定作業部会も設置している。最後に、総合計画研究会であるが、庁内組織である策定委員会のメンバーだけでは議論も限られるため、審議会の学識経験者の委員に参加していただき、忌憚のない意見と助言をいただくために設置している。基本的には、次期総合計画においても同様の検討体制で総合計画の策定に向けて検討を重ねたいと考えている。

2点目、今後の日程である。次回審議会は令和4年7月頃を予定している。開催通知は改めて送付する。

会長 他に発言はあるか。言い忘れたことがあれば、個別に事務局にお伝えいただきたい。

以上で第81回地域保健福祉審議会を閉会する。

午後8時27分閉会